

平成 27 年度大規模災害時における処理困難物適正処理モデル事業に係る業務の概要及び企画書作成事項

I 仕様書（骨子）

1 業務の目的

様々な産業が集積する中部ブロック（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の範囲をいう。）においては、大規模災害時に、適正かつ迅速な処理が困難な物、または、衛生状態の悪化や環境汚染を生じるおそれのある物が、飛散、流出、堆積し、災害廃棄物の円滑な処理が困難となる地域が少なくないことが想定される。

大規模災害時に、これらの物（以下「災害時処理困難物」という。）の飛散、流出、堆積が想定される地域であって、関係自治体の協力が得られる地域として、下表に示す地域をモデル地域とし、災害時処理困難物の円滑かつ適正に処理するための検討を具体的に行い、当該地域を管轄する県、市町村の災害廃棄物対策の立案・検討に資すると共に、中部ブロック及びその他ブロックの参考とすることを目的とする。

表 モデル地域

地域名	範囲	地域の範囲
浜松市地域		静岡県浜松市遠州灘沿岸地域（西区・南区）
沼津市地域		静岡県沼津市沿岸地域（海岸線延長 63 km）
豊橋市地域		愛知県豊橋市全域
四日市市地域		三重県四日市市全域

2 業務の内容

(1) 災害時処理困難物の円滑かつ適正な処理に関するケーススタディー

モデル地域毎に、災害時処理困難物の発生量、発生場所、最適な選別・処理技術、有効な利活用の方法、仮置場・最終処分地等の候補等についてケーススタディーを行う。ケーススタディーに必要なモデル地域の情報収集のための調整等は環境省担当官及びモデル地域を管轄する県及び市町村と相談の上、請負者が行う。

(2) 留意点、課題等の整理

モデル地域毎に、中部ブロック及びその他ブロックの参考となる留意点、課題等を抽出し、整理する。

(3) 成果の発表等

別途開催する大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会に出席して、同協議会及び幹事会における意見交換の内容を本事業実施の参考とすると共に、本事業の成果に

ついて、発表する。なお、協議会は、別途契約済みの「平成 27 年度大規模災害時における中部ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務」により、石川県金沢市（10 月 26 日を予定）、福井県福井市（1 月 20 日を予定）、愛知県名古屋市（2 月 22 日を予定）で開催する予定である。

3 業務履行期限

契約締結日から平成 28 年 3 月 22 日までとする。

4 成果物（印刷物（紙媒体）又は電子媒体（DVD-R））

報告書 70 部（A 4 版 100 頁程度）

発表用資料 70 部（A 4 版 60 ページ程度（2UP 両面印刷：15 ページ程度））

報告書及び発表用資料の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）2 式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様および記載事項は、別添によること。

提出（送付）場所

環境省中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課（報告書 30 部、報告書及び発表用資料の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）2 式）

また、関係する機関に対して、報告書（50 部程度）を請負者から郵送を行うこと。